

坂井市小規模工事等契約希望者登録申請書提出要領

1. 対象となる工事の種類

内容が比較的軽易な工事で、1件の契約金額が200万円未満とします。
なお、登録する工種については、別表のとおりとします。

2. 登録資格

法人の場合にあつては本店が、個人の場合にあつては住所が坂井市内にある者とし、建設業等の許可の有無、経営組織及び従業員数は問いません。

また、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 坂井市財務規則第110条の規定に基づく入札参加者有資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
(申請受付後に、市税等の課税・納税状況について別途調査を行います)

3. 有効期間

有効期間：令和10年5月末日

(登録の有効期間は、2ヶ年度限りとし、以後申請に基づき改めて登録するものとします。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者は、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とします。)

4. 提出書類

【新規の場合】

- ① 小規模工事等契約希望者登録申請書
- ② [法人]登記事項証明書、[個人]住民票
※申請日以前3か月以内に発行されたもの。コピー可。
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

【更新の場合】

- ① 小規模工事等契約希望者登録更新申請書
(市税に関して申請書受付後に、別途納税に関する調査を行います。)

【変更・廃止の場合】

- ① 小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届
- ② [法人]登記事項証明書、[個人]住民票
※申請日以前3か月以内に発行されたもの。コピー可。
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類
※ ②～④は、新規の場合と同様であり、廃止の場合は不要です。

5. 受付期間

随時受付します。

(土曜日、日曜日、祝日等休日を除きます。)

6. 申請書類の提出先

監理課へ持参または郵送による。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 財務部 監理課 TEL 0776-50-3021

7. その他

所在地、名称、使用印鑑、電話番号等の変更があった場合は、速やかに変更届等を提出してください。